平成２４年（フ）第３６７号
東京都東大和市立野４丁目561番地の２サンレイク立野Ａ号棟102号
債務者　瓜田亜希子（旧姓斯波）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５６５号
東京都足立区千住桜木２丁目15―２―611
債務者　小山　洋一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７０号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ８―103号
債務者　前田　和彦
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６５号
静岡県島田市船木2363番地
債務者　柴田　節子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９号
静岡市葵区上足洗４丁目１番12―303号
債務者　原木　孝明
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７８号
東京都立川市柴崎町５丁目16番22号コーポ五十嵐301号
債務者　當麻　洋士
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８９号
静岡県牧之原市勝間216番地１
債務者　山本　　博
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７１８号
東京都大田区大森北６丁目11―８―305
債務者　山本　由香（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９７６８号
東京都墨田区緑２―21―17―601、住民票上の住所東京都江東区東砂８丁目６―２―514
破産者　伊藤　芳忠
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３６２号
東京都練馬区南田中３丁目28―21
破産者　小野　菊美
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７３３号
東京都西東京市西原町４丁目３番13号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区阿佐谷南３丁目２番31―303号
破産者　株式会社エフ・トゥー工業
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８０８号
東京都大田区上池台５―２―10―204、住民票上の住所東京都大田区上池台５丁目７―17
破産者　片庭　典子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０２号
東京都江戸川区東葛西６丁目９―17―203
ベイ・シティ葛西Ⅱ
破産者　渚　　賢治
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６２３号
東京都板橋区蓮根３丁目11―17―202
破産者　福島　秀樹
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６６６号
埼玉県所沢市若狭２丁目2605―37―211
破産者　藤村　富江
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１１７号
東京都台東区台東２丁目30番13号　川島ビル１Ｆ
破産者　株式会社ＴＩコーポレーション
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１１８号
神奈川県小田原市新屋231―23
破産者　堤　　孝信
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２８７号
東京都渋谷区本町４丁目23―５―304
破産者　須藤　浩一
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部